

「行政改革大綱 前期行動計画」取組状況評価シートに対する質問への回答

質問No.	取組No.	取組内容	質問	回答	担当課
1	2	納期内納付の推進と徴収率の向上	国税OB及び徴収事務経験のある会計年度任用職員は何名いるのか？(R4.4.1時点)	国税OB 1名 会計年度任用職員 2名 計3名	収税課
2			納付書納付のうち、金融機関窓口、コンビニ、ペイジー、スマホそれぞれの納付割合は？(R1年度～R3年度)	※別紙1参照	収税課
3			滞納整理班による徴収額及び徴収件数は？(R1年度～R3年度)	※別紙1参照	収税課
4			督促状を発送するべき件数と実際の発送件数は？	督促発送件数 22,303件 ÷ 調定件数 437,686件 = 5.10% ※別紙5参照	収税課
5	3	企業誘致による地域経済の活性化	「窓口に来られた企業への支援施策の説明」とあるが、具体的にどういった点をアピールしているのか？	他府県との立地上の利便性等のアピールをしていますが、主には奈良県の実施している補助金と使い分け・併用ができる点や、申請にかかる期間から必要な手続きの説明を行います。	商工観光課
6			企業立地の認定とはどのような手続きになるのか？	企業立地補助金の「認定」は、立地希望企業が生駒市内に企業を立地するにあたって立てた計画への認定となります。この計画には、工事着工時期や投資金額、土地面積等の情報が含まれており、この計画をもとに要件を満たしているかどうかの判断をし、要件を満たしていれば認定を行うという流れとなっています。	商工観光課
7			認定をすると、次に市と企業はどのようなことをするのか？	計画に基づき企業から操業開始報告があったのち、補助金の交付申請→市の交付決定→公示後企業からの交付請求→市からの交付という流れになっています。この流れの中で、双方で計画の変更や現状の確認などを行います。	商工観光課
8			認定することで、企業は撤退することに対するハードルが高くなるのか？	生駒市企業立地促進条例第11条第1項第6号にて、操業開始から最低限10年間は操業継続するよう記載されています。※詳細は、別紙2の条例・施行規則をご覧ください。	商工観光課
9			目標値と実績値との差分理由欄に「認定事業者への課税が開始されていないため」とあるが、課税はいつから開始されるのか？	認定した工場等の設置後、償却資産の導入後に課税が開始されます。	商工観光課
10			認定したが立地しなかった企業はあるのか？あればその件数は？	0件です。	商工観光課
11			認定したがまだ立地していない企業の件数は？	0件です。	商工観光課
12			認定は企業にどのような拘束力があるのか？	認定自体に企業への拘束力はありません。	商工観光課

「行政改革大綱 前期行動計画」取組状況評価シートに対する質問への回答

質問No.	取組No.	取組内容	質問	回答	担当課
13			北田原中学校線の起点終点及び令和3年度の工事箇所を示してほしい。	第1工区から第4工区までの全体延長は、L=584mとなりますが、第4工区（L=134m）は国事業として完成しております。従って、市事業としての延長は第1工区から第3工区であり、L=450mとなります。すでに、第1工区（L=100m）及び第3工区（221m）は完成していますので、残りは第2工区（L=129m）となります。※起点終点、令和3年度の工事箇所は別紙3をご覧ください。	土木課
14	4	空き家の流通促進と住宅のリノベーション	本件は民間の流通市場には乗りにくい物件を扱っていたと思うが、成約件数の増加に伴い、民間不動産業者への事業移管等は考えていないのか？	空き家プラットフォームは、官民それぞれの強みを活かした取り組みであることから、事業移管等は考えていません。市の強み：空き家情報や信用力 事業者の強み：専門性や異業種連携	都市計画課
15			「市外からの空き家への転入世帯数」と「売買または賃貸借契約件数」の違いはなにか？	「売買または賃貸借契約件数」は、空き家プラットフォームで取り扱った物件のうち、売買または賃貸借契約を締結した件数であり、市内転居も含まれます。「市外からの空き家への転入世帯数」は、上記のうち市外から転入した世帯数と、流通促進奨励金を活用して市外から転入した世帯数の合計です。	都市計画課
16			歳入の税目は固定資産税だけか？	歳入増加額は実額ではなく、H29年度決算による納税者一人あたりの市民税額146千円に市外からの空き家への転入世帯数を乗じた額で算出しています。	都市計画課
17			空き家の流通という点で、新しい都市計画の中では若い人達が新たに住める住宅と云っているが、その方面での成果は上がっているか？	空き家プラットフォームでのマッチングは不動産事業者が担うため、転入世帯の年代など詳細は把握できていませんが、対応した事業者から「子育て世帯が入居した」などの声は聞いています。また、令和3年度に流通促進奨励金を活用した転入者は全て30～40代なので、若い層の転入に寄与していると考えられます。	都市計画課
18	5	プロ農家の確保育成と既存農業者の収入増につながる取組の推進	「移動販売」の具体的な仕組みや成果（とくに買い物弱者の支援面）を知りたい。	市内の農家で構成されている生駒市農業振興協議会に委託し令和元年度より実施しています。開始当初は5自治会でしたが、現在11自治会まで増加し、それぞれの自治会館等で月1回移動販売を実施しています。自治会からの要望いただくと販売箇所数を増やすことも可能です。地元でとれた新鮮な野菜に喜んでいたり、近くに買い物する場所がなく助かっている声をたくさんいただき大変、好評いただいている事業となっています。	農林課

「行政改革大綱 前期行動計画」取組状況評価シートに対する質問への回答

質問No.	取組No.	取組内容	質問	回答	担当課
19	6	国内外からの観光客の呼び込み	着地型観光プログラムには具体的にどういったものがあるのか？	茶筌づくり体験＋野点や宝山寺散策＋夜のお茶会体験、酒造見学と塩こうじ作り、子ども向けの生駒ケーブルのバックヤード見学ツアー等、本市の観光資源を活かした体験プログラムがあります。	商工観光課
20			県内には歴史的遺産を持つ自治体は少なくなく、これらの都市とどう対抗していくかも生駒の魅力を発信する上で重要と考えられるが、担当として具体的取り組みはあるのか？	必ずしも対抗するのではなく、既に一定の観光客が訪れている他のエリアから本市に訪問してもらうことができるよう、他の地域と協働したテーマ型の周遊観光等を促進しています（例：東大阪と生駒市のアドベンチャーツーリズム推進による周遊等）。 また、生駒山では、地域の事業者と連携して着地型観光コンテンツの造成やプロモーション（近鉄と連携した「生駒レトロ」等）を実施しているところであり、生駒山上遊園地やカフェ等、見晴らしの良さや解放感、レトロな雰囲気等を求めての観光客がコロナ前よりも増えているところもあります。これまでは、コロナ禍ということもあり、個人・小グループ向けの誘客の取組が中心でしたが、観光協会が観光庁の看板商品創出事業の採択を受け、この地域でしか造れない団体向けの旅行商品を市や生駒山上遊園地、旅行会社と連携して造成しているところです。 大阪や京都からのアクセスの良さや生駒山の自然環境の良さを活かした周遊滞在型の観光を引き続き推進していきます。	商工観光課
21			販売促進とはどういうことを指すのか、また、売買先を教えてください。	旅行会社向けには、タリフと呼ばれる着地型観光コンテンツの取引条件書やパンフレット等を用いた仕入れや企画担当へのセールス活動やそれらの担当者を本市に招聘するファミトリップを実施しています。 個人・小グループには、新たにコンテンツを造成し、モニターツアー等で磨き上げた上で体験予約サイトで販売している他、チラシ等を大阪府下のホテル、生駒市内の宿泊施設及び飲食店でも配架しています。	商工観光課
22	7	ふるさと生駒応援寄附等を活用した寄附の促進	具体的な企業やネーミングが生駒市に相応しいものなのか否かを判断する手続きはどうなっているのか？	関係部局の職員等からなる審査委員会において、応募団体や応募の趣旨、名称、ネーミングライツ料などがネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか否かの審査・選定をしています。	行政経営課
23	21	持続可能でより適正な職員数の管理	職員数が少数の中で効率的・効果的な職員体制を推進することが、退職者が多い原因になってはいないか？適材適所の視点が失われてはいないか？職種を無視した人事が行われていないか？	年度によって退職者数の多少はあるが、他市と比べて多いとは認識していません。 毎年、自己申告、人事評価結果等をもとに、適材適所の人事配置に努めています。	人事課

「行政改革大綱 前期行動計画」取組状況評価シートに対する質問への回答

質問No.	取組No.	取組内容	質問	回答	担当課
24	22	会計年度任用職員制度への移行に伴う多様な働き方の推進	任命権者ごとの会計年度任用職員数と、内訳として定年退職の会計年度任用職員数とそれ以外の会計年度任用職員数を教えてほしい。いつ頃から増えてきたのかが分かるように、過去何年か遡った資料を欲しい。	※別紙4参照 別紙にはありませんが、教育委員会任用の会計年度任用職員は平成26年度ごろから増加しています。(H26:318人 → R3:401人) その要因として、小学校・中学校では、学校用務員の委託から直接雇用への転換、学校司書の全学校への週2日配置、保育園では待機児童対策への対応や加配が必要な児童の増加などが挙げられます。	人事課
25			正職員とほぼ同数の会計年度任用職員が実在しているが、まだまだ増やすつもりなのか、それとも減らすのか。 人数を増やしてきたのはどういう方針であったのか、今後どうする方針なのかについて説明してほしい。 同一労働同一賃金が求められる今日、これだけの人数の非正規職員がいることをどう考えているのか、今後どうするつもりなのかを聞きたい。	コロナに伴う離職者の緊急雇用、障がい者採用、学校のサポートスタッフ増員等により増えているが、当面は現状の数を維持しつつ、必要に応じて見直しを図るなど、正職員とあわせて会計年度任用職員の定員管理を適切に行っていきます。 また、幼稚園・保育園については、今後少子化の進行が予想されるため、正規職員を大幅に増やすことが難しく、会計年度任用職員で対応している状況があります。 同一労働同一賃金については、会計年度任用職員と正職員では、公務文書を作成しない、主任の役割を担わない、保護者対応は主に正職員が行うといった違いがあります。	人事課
26	23	柔軟で機能的な組織の構築	プロジェクトチームの一覧にある5PTの具体的な取組内容は？	①②政策形成実践研修PT（令和元年度・2年度）：入庁3年目の職員が複数班に分かれ一定のテーマに沿って政策を検討、立案しました。 ※毎年テーマが異なるので、各年を1回の実績として、合計2回でカウントしています。 ③複合型コミュニティPT：複合型コミュニティと市の施策が連携し、全庁一体となって取組を進めるため、会議等を実施しました。 ④市制50周年事業PT：市制50周年記念事業の内容や関係各課との連携強化等のため、会議等を実施しました。 ⑤庁内グループウェア検討PT：庁内グループウェアの変更にあたり、仕様等を検討するため会議等を実施しました。	企画政策課
27			令和3年度の取組実績にある3事例はこの5PTの実績か？	3事例は5PTの実績ではありません。PTという形式ではありませんが、令和3年度に各課連携した取組として記載いたしました。今後も効率的で効果的な組織体制の整備に向け、PTの設置を推進するとともに、PT以外の連携方法も活用しながら組織体制を強化いたします。	企画政策課

「行政改革大綱 前期行動計画」取組状況評価シートに対する質問への回答

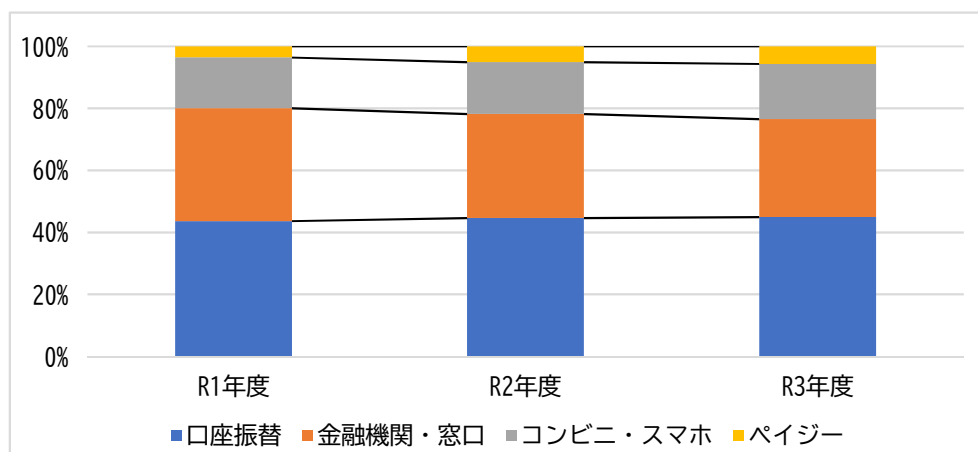
質問No.	取組No.	取組内容	質問	回答	担当課
28	24	AIやICTを活用した業務の効率化	DX化（AIやRPAなど）の実績と今後の見通しについて知りたい。	実績は取組状況評価シートの補足情報に記載のとおりです。今後は、業務の多様化に伴う人件費の増加等による財政負担を抑制するためだけでなく、労働力の減少が予想される将来も見据え、引き続き新しい技術についても研究しながら、情報技術を活用した業務の効率化と利便性の高い市民サービスの創出に努めます。	デジタル推進課
29	25	特定事業主行動計画の推進と人事評価制度の活用	R1年度～R3年度の各年度の女性管理職の人数を教えてください。	R1年度 46人 R2年度 51人 R3年度 48人	人事課
30	R3年度末の女性管理職の退職者数と予定していた退職者数と退職理由(分かっているものだけでも良いので)を教えてください。		R3年度末女性管理職の退職者数 ・予定者数(定年退職者数) 10人 ・実際の退職者数 12人 定年退職以外の退職理由については、職員の健康面や家庭事情など総合的に判断されたものです。	人事課	
31	27	職員採用活動の強化	指標と総合評価との間の齟齬があるが、評価の根拠は妥当である。今後はどのような指標設定が適切と考えられるのか？	次の後期行動計画では「各年度の4月1日付け採用者数」を新たな指標として設定し、採用計画上の予定数が確保できたかを測ることとします。 (受験検討者へのPRと受験者・内定者フォローにより、市として求める人材を確保することに注力します。)	人事課

<納付書納付の内訳>

(%)

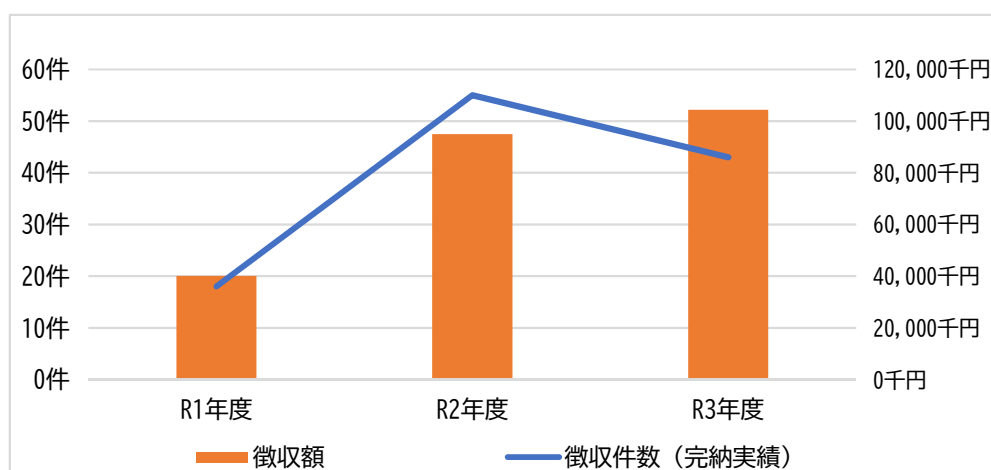
	R1年度	R2年度	R3年度
口座振替	43.6	44.6	44.9
金融機関・窓口	36.4	33.6	31.6
コンビニ・スマホ	16.4	16.7	17.8
ペイジー	3.6	5.1	5.7

※納付金額ベースで算出



<滞納整理班による徴收件数及び徴収額>

	R1年度	R2年度	R3年度
徴收件数 (完納実績)	18件	55件	43件
徴収額	40,023千円	94,878千円	104,353千円



○生駒市企業立地促進条例

平成24年10月9日

条例第43号

改正 平成30年3月28日条例第19号

生駒市企業立地促進条例をここに公布する。

生駒市企業立地促進条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における企業立地を促進することにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 奈良県未来投資促進基本計画 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第4条第1項に規定する基本計画として作成され、同項の主務大臣の同意を受けた奈良県未来投資促進基本計画をいう。

(2) 対象区域 奈良県未来投資促進基本計画に定められた促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域のうち、次に掲げるものをいう。

ア 高山サイエスタウン

イ 学研生駒テクノエリア

(3) 立地 製造業(日本標準産業分類において製造業に分類される産業をいう。)に係る事業所の設置又は増設を行うことをいう。

(4) 固定資産投資額 事業の用に供する固定資産(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第1号に規定する固定資産をいう。)の取得に要する費用(土地に係るものを除く。)の合計額から消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税に相当する額を控除した額をいう。

(平30条例19・一部改正)

(立地促進施策)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、第5条第1項の認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)に対し、補助金を交付することができる。

(企業立地補助金の種類等)

第4条 前条の補助金(以下「企業立地補助金」という。)の種類は、事業所設置補助金、雇用促進補助金及び操業支援補助金とする。

2 事業所設置補助金及び雇用促進補助金の交付要件、交付対象となる年度、額及び限度額は、別表第1のとおりとする。

3 操業支援補助金の交付要件、交付対象となる年度、額及び限度額は、別表第2のとおりとする。

(事業計画の認定)

第5条 企業立地補助金の交付を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ立地に関する事業の計画(以下「事業計画」という。)を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による事業計画の提出があった場合において、当該事業計画の内容が次に掲げる要件の全てに適合すると認めるときは、同項の認定を行うものとする。

(1) 対象区域に立地を行うものであること。

(2) 立地に係る工事を規則で定める期限までに着工し、かつ、規則で定める期間内に事業所の操業を開始するものであること。

(3) 立地に係る事業の規模が次のいずれかの要件に該当するものであること。

ア 新規に事業所の設置を行う場合にあつては、事業所の操業を開始する日までの固定資産投資額が2億円以上であること。

イ 事業所の増設を行う場合又は既に対象区域内に存する施設を借り受けて事業所の設置を行う場合にあつては、事業所の操業を開始する日までの固定資産投資額が1億円以上であること。

ウ 事業の用に供する土地の面積が1,500平方メートル以上であること。

(4) 事業所の操業に伴って市内における既存の事業所の規模を縮小することにならないこと。

3 市長は、第1項の認定を行う場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、市長は、企業立地補助金の交付を受けようとする事業者が次の各号のいずれかに掲げる者であるときは、第1項の認定をしないことができる。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
(平30条例19・一部改正)

(事業計画の変更)

第6条 認定事業者は、前条第1項の認定を受けた事業計画(以下「認定事業計画」という。)の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 前条第2項及び第4項の規定は、前項の承認について準用する。

3 市長は、第1項の承認を行う場合において、必要があると認めるときは、前条第3項の条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。

(地位の承継)

第7条 合併、分割その他の事由により認定事業者の事業を承継した者は、規則で定めるところにより市長の承認を受けて、当該認定事業者の地位を承継することができる。

(操業開始の報告)

第8条 認定事業者は、事業所の操業を開始したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(企業立地補助金の交付申請)

第9条 認定事業者は、前条の規定による報告を行った後、規則で定めるところにより、市長に対し、企業立地補助金の交付の申請をするものとする。

(企業立地補助金の交付決定等)

第10条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、企業立地補助金の交付の決定を行い、予算の範囲内で企業立地補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、認定事業者が第5条第4項各号のいずれかに掲げる者であるときは、企業立地補助金の交付の決定をしないことができる。

4 認定事業計画に係る事業について企業の立地を促進するための奈良県の補助金の交付を受けた事業者は、事業所設置補助金及び雇用促進補助金の交付を受けることができない。

5 生駒市税条例(昭和50年12月生駒市条例第31号)附則第26条の規定により固定資産税の特例を受けた事業者は、操業支援補助金の交付を受けることができない。

(事業計画の認定の取消し等)

第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、第5条第1項の認定を取り消し、又は前条第1項の企業立地補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、若しくは企業立地補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 認定事業計画が第5条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第5条第1項の認定又は前条第1項の企業立地補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。
- (4) 第5条第3項、第6条第3項又は前条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (5) 第8条の規定による報告をしなかったとき。
- (6) 事業所の操業を開始した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年以内に、正当な理由なしに企業立地補助金の交付の対象となった事業所の操業を休止し、又は廃止したとき。
- (7) 市税を滞納したとき。
- (8) 第5条第4項各号に掲げる者のいずれかに該当することが判明したとき。

(報告、立入調査等)

第12条 市長は、第5条第1項の認定を受けようとする事業者又は認定事業者に対し、必要な事項について報告又は書類の提出を求めることができる。

2 市長は、第5条第1項の認定又は企業立地補助金の交付に関する事務のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員をして、事業所等に立ち入り、その状況を調査させ、又は帳簿、書類等を検査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年11月1日から施行する。

(企業立地補助金の交付の特例)

2 この条例の施行の際現に実施されている企業立地を促進するために補助金を交付する措置がこの条例の施行に伴って廃止されることになる場合において、市長が特に必要があると認めるときは、当該措置について市長が行った行為又は市長に対して行われた申請その他の行為をこの条例の相当規定によりなされたものとみなす等必要な措置を講ずることにより、当該措置を受けている者に対してこの条例を適用することができる。

附 則(平成30年3月条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

事業所設置補助金及び雇用促進補助金

交付要件	交付対象となる年度	補助金の額	補助金の限度額
認定事業計画に従って事業所を操業していること。	当該事業所の操業を開始した日の属する年度の翌年度	(1) 事業所設置補助金 次に掲げる額の合計額 ア 固定資産投資額に100分の10を乗じて得た額 イ 附帯費用の額に100分の5を乗じて得た額 (2) 雇用促進補助金 新規常用雇用者1人につき40万円	事業所設置補助金の額及び雇用促進補助金の額の合計額が5,000万円を超えるときは、5,000万円とする。

備考

1 上表の「附帯費用の額」とは、次に掲げる費用の合計額から消費税法の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税に相当する額を控除した額とする。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)による埋蔵文化財の調査に要する費用

(2) 造成工事に要する費用

2 上表の「新規常用雇用者」とは、立地に伴い新たに雇用された者のうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 市内に住所を有している者

(2) 雇用期間の定めのない者

(3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項の被保険者であって、同法第7条の規定による届出により同法第9条第1項の確認を受けたもの

3 上表の規定により算出された事業所設置補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を事業所設置補助金の額とする。

別表第2(第4条関係)

操業支援補助金

交付要件	交付対象となる年度	補助金の額	補助金の限度額
認定事業計画に従って事業所を操業しており、かつ、交付	当該事業所の操業を開始した日以後において、当該事業所の用に	(1) 基準年度 基準年度の固定資産税等の額に10分の9を乗じて得た額	基準年度及びこれに続く2年度の操業支援補助金の額の合計額が3,000万円を

対象となる年度の固定資産税を完納していること。	供する固定資産(土地を除く。以下同じ。)に対して最初に課される固定資産税の年度の翌年度(以下「基準年度」という。)及びこれに続く2年度	(2) 基準年度の翌年度 基準年度の翌年度の固定資産税等の額に3分の2を乗じて得た額 (3) 基準年度の翌々年度 基準年度の翌々年度の固定資産税等の額に3分の1を乗じて得た額	超えるときは、3,000万円とする。
-------------------------	---	--	--------------------

備考

- 1 上表の「固定資産税等の額」とは、当該事業所の用に供する固定資産に対して課される固定資産税及び都市計画税の額をいう。
- 2 上表の規定により算出された操業支援補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を操業支援補助金の額とする。

○生駒市企業立地促進条例施行規則

平成24年10月31日

規則第33号

改正 平成25年5月1日規則第27号 平成30年3月28日規則第5号

令和元年12月27日規則第24号 令和3年12月23日規則第27号

生駒市企業立地促進条例施行規則をここに公布する。

生駒市企業立地促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市企業立地促進条例(平成24年10月生駒市条例第43号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(事業計画の認定の申請)

第3条 条例第5条第1項の認定(以下「事業計画の認定」という。)を受けようとする事業者は、立地に係る工事を着工する日の90日前までに、事業計画認定申請書(様式第1号)及び事業計画書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 事業計画認定申請書及び事業計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 建物平面図
- (3) 法人にあつては、定款及び登記事項証明書(全部事項証明書)の写し
- (4) 申請前3事業年度分の連結決算書
- (5) 企業の概要を明らかにするパンフレット等
- (6) 固定資産投資額等立地に関する事業の計画の概要が分かる資料
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、同項に規定する事業計画の認定の申請の期限を変更することができる。

(立地に係る工事の着工の期限)

第4条 条例第5条第2項第2号の規則で定める期限は、令和5年3月31日とする。

(平25規則27・平30規則5・令元規則24・一部改正)

(操業開始までの期間)

第5条 条例第5条第2項第2号の規則で定める期間は、立地に係る工事を着工する日から起算して2年とする。

(平30規則5・令元規則24・一部改正)

(事業計画認定書の交付)

第6条 市長は、事業計画の認定を行ったときは、事業計画認定書(様式第3号)を事業者に交付するものとする。

(事業計画の変更の申請)

第7条 事業計画の認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)は、条例第6条第1項の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 事業計画変更承認申請書には、変更前後の内容が分かる書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(規則で定める軽微な変更)

第8条 条例第6条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 10平方メートル以下の床面積の変更
- (2) 敷地内における建物の配置の変更
- (3) 建物内における設備の配置の変更
- (4) その他市長が軽微と認める変更

(地位の承継の申請)

第9条 条例第7条の承認を受けようとする事業者は、地位承継承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 地位承継承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 地位の承継の対象であることを示す書類
 - (2) 第3条第2項第3号から第5号までに掲げる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (操業開始の報告)

第10条 条例第8条の規定による報告は、操業開始報告書(様式第6号)によるものとする。

2 操業開始報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 平面図(設備の配置及び各階の様子が分かるもの)
 - (2) 建物及び償却資産の写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (企業立地補助金の交付申請)

第11条 条例第9条の企業立地補助金の交付の申請は、事業所設置補助金及び雇用促進補助金の交付を受けようとするときにあつては事業所設置補助金及び雇用促進補助金交付申請書(様式第7号)に、操業支援補助金の交付を受けようとするときにあつては操業支援補助金交付申請書(様式第8号)によるものとする。

2 前項に規定する企業立地補助金の交付申請書には、別表に定める書類を添付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その一部を省略することができる。

(企業立地補助金の交付決定の通知)

第12条 市長は、条例第10条第1項の企業立地補助金の交付の決定を行ったときは、速やかにその旨を認定事業者に対して企業立地補助金交付決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(事業計画の認定等の取消通知)

第13条 市長は、条例第11条の規定による取消しを行うときは、認定事業者に対して、条例第5条第1項の認定の取消しにあつては事業計画認定取消通知書(様式第10号)により、条例第10条第1項の企業立地補助金の交付の決定の取消しにあつては企業立地補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(身分を示す証明書)

第14条 条例第12条第3項の身分を示す証明書は、様式第12号によるものとする。

(施行の細目)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則(平成25年5月規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年12月規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則(以下「旧規則」という。)の規定により提出されている様式は、この規則による改正後の規則の規定により提出された様式とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する旧規則の規定による様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表(第11条関係)

区分	添付書類	
事業所設置補助金	固定資産投資額関係	(1) 当該固定資産投資額に係る固定資産台帳の写し (2) 工事に係る契約書、売買契約書等の写し (3) 工事、購入、改修等に係る請求書、領収書又は支払関係の確認ができる書類 (4) 建物登記事項証明書

		<ul style="list-style-type: none"> (5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく確認通知書の写し (6) 建築基準法に基づく検査済証の写し (7) 建物引渡書の写し (8) その他市長が必要と認める書類
	附帯費用関係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工事、調査等に係る契約書、売買契約書等の写し (2) 工事、調査等に係る請求書、領収書又は支払関係の確認ができる書類 (3) その他市長が必要と認める書類
雇用促進補助金		<ul style="list-style-type: none"> (1) 対象となる者に係る雇用保険被保険者証事業主控え (2) 対象となる者に係る住民票又は住民票が本市内にあることが分かる書類 (3) パート職員の場合にあっては、雇用の期間に定めのないことが分かる書類 (4) その他市長が必要と認める書類
操業支援補助金		<ul style="list-style-type: none"> (1) 交付対象となる年度の固定資産税等の額が分かる書類 (2) 交付対象となる年度の納税が完了していることを証する書類 (3) その他市長が必要と認める書類

様式第1号（第3条関係）

事業計画認定申請書

年 月 日

生駒市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

生駒市企業立地促進条例第5条第1項の規定により事業計画の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

事業所の名称(仮称)	
事業所の所在地	
業 種	
主たる生産品目、業務内容等	
用地取得(賃借)年月日(予定)	年 月 日
工事期間(予定)	年 月 日から 年 月 日まで
操業開始年月日(予定)	年 月 日
敷地面積(予定)	m ²
建築延べ面積(予定)	m ²

様式第2号（第3条関係）

事業計画書

1 企業概要

- (1) 名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 本社の所在地
- (4) 資本金又は出資金
- (5) 設立年月日
- (6) 業種及び主要製品
- (7) 株式上場の有無（有・無）
- (8) 従業員数（単体社員数）

（連結対象会社社員数）

- (9) 過去3期の財務状況（連結決算）

（単位 千円）

決算期 (決算年月)	第 期 (年 月)	第 期 (年 月)	第 期 (年 月)	備 考
売上高				
営業利益				
経常利益				
純利益				
法人税額				

2 事業所設置事業計画の概要

(1) 事業所業務内容

(2) 事業所概要

※増改築等の場合は計画前を〔 〕に記入

①敷地の保有形態及び面積 (㎡)	保有の形態 (購入により取得・賃借) 〔 〕
②建物の構造及び階高	
③建築面積 (㎡)	〔 〕
内 訳	
④延床面積 (㎡)	〔 〕
内 訳	

(3) 事業の実施スケジュール

①	土地 (取得・賃借)	権利取得	年 月 日
		着手予定	年 月 日
		完了予定	年 月 日
②	建物 (新築・増改築)	権利取得	年 月 日
		着手予定	年 月 日
		完了予定	年 月 日
③	償却資産	完了予定	年 月 日
④	その他 ()		年 月 日
⑤	操業開始	開始予定	年 月 日

(4) 投資等予定額

(単位：千円)

固 定 資 産 投 資 額	種 類		投 資 等 予 定 額			
			年度	年度	年度	計
	土 地					
	建 物					
	附帯費用	文化財				
		造 成				
	償却資産					
	合 計					

(5) 事業の実施に係る資金計画

(単位：千円)

種 目			投 資 等 予 定 額		
			年度	年度	年度
調 達 方 法	自己資金				
	借入金	銀 行			
		その他			
	補助金等	名 称			
		金 額			
	そ の 他				
合 計					

(6) 雇用者年次計画

(単位：人)

	年度	年度	年度
総従業員数			
正規			
その他			
市内新規常勤雇用者			
正規			
その他			
市内新規非常勤雇用者			

3 生産計画等

時期 製品名等	操業年 (年 月 月) ~ 年 月 月)		(年 月 月) ~ 年 月 月)		(年 月 月) ~ 年 月 月)	
	生産等数量	生産等金額	生産等数量	生産等金額	生産等数量	生産等金額
計						

4 添付書類

様式第3号（第6条関係）

事業計画認定書

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者氏名 様

生駒市長 印

生駒市企業立地促進条例第5条第2項の規定により、次のとおり事業計画の認定をします。

事業所の名称（仮称）	
事業所の所在地	
業 種	
認 定 の 条 件	

様式第4号（第7条関係）

事業計画変更承認申請書

年 月 日

生駒市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で認定を受けた事業計画について、生駒市企業立地促進条例第6条の規定により変更の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

変更の内容	項 目	変更前	変更後
変更の理由			

様式第5号（第9条関係）

地位承継承認申請書

年 月 日

生駒市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で事業計画の認定を受けた事業者の地位の承継について、生駒市企業立地促進条例第7条の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。

認 定 事 業 者 名	
地位の承継に至る経緯	
承 継 者 の 概 要	別紙のとおり

別紙

企業（承継者）の概要

- (1) 名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 本社の所在地
- (4) 資本金又は出資金
- (5) 設立年月日
- (6) 業種及び主要製品
- (7) 株式上場の有無（有・無）
- (8) 従業員数（単体社員数）

（連結対象会社社員数）

- (9) 過去3期の財務状況（連結決算）

（単位 千円）

決算期 (決算年月)	第 期 (年 月)	第 期 (年 月)	第 期 (年 月)	備 考
売上高				
営業利益				
経常利益				
純利益				
法人税額				

様式第6号（第10条関係）

操 業 開 始 報 告 書

年 月 日

生駒市長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で認定を受けた事業計画に係る事業所の操業を開始したので、生駒市企業立地促進条例第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 操業開始日

年 月 日

2 添付書類

様式第7号（第11条関係）

事業所設置補助金及び雇用促進補助金交付申請書

年 月 日

生駒市長 様

申請者 所在地
 名称
 代表者氏名

年 月 日付け 第 号で認定を受けた事業計画に係る事業について、
 企業立地補助金の交付を受けたいので、生駒市企業立地促進条例第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
 2 算出明細

(1) 事業所設置補助金	ア 固定資産投資額	円
	イ 固定資産投資額×10/100	円
	ウ 附帯費用の額	円
	エ 附帯費用の額×5/100	円
	オ 事業所設置補助金の額 (イ+エ)	円
(2) 雇用促進補助金	ア 新規常用雇用者数	人
	イ 雇用促進補助金の額 (40万円×ア)	円
(3) 合計	(1)のオ+(2)のイ	円

- 3 添付書類

様式第8号（第11条関係）

操業支援補助金交付申請書

年 月 日

生駒市長 様

申請者 所在地
 名称
 代表者氏名

年 月 日付け 第 号で認定を受けた事業計画に係る事業について、
 企業立地補助金の交付を受けたいので、生駒市企業立地促進条例第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
 2 算出明細

操業支援補助金	(1) 年度	基準年度 ・ 翌年度 ・ 翌々年度
	(2) 固定資産税等の額	円
	(3) 率	10分の9 ・ 3分の2 ・ 3分の1
	(4) 操業支援補助金の額 ((2) × (3))	円
	(5) 交付済額	円

- 3 添付書類

様式第9号（第12条関係）

企業立地補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者氏名 様

生駒市長 印

年 月 日付けで申請のあった企業立地補助金については、下記のとおり交付の決定をしたので、生駒市企業立地促進条例施行規則第12条の規定により通知します。

記

1 企業立地補助金の種類

2 交付決定額

円

3 備考

様式第10号（第13条関係）

事業計画認定取消通知書

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者氏名

様

生駒市長

印

年 月 日付け 第 号で認定した事業計画については、下記のとおり
認定を取り消したので、生駒市企業立地促進条例施行規則第13条第1項の規定により通知し
ます。

記

1 取消理由

2 備考

様式第11号（第13条関係）

企業立地補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者氏名 様

生駒市長 印

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした企業立地補助金については、
下記のとおり交付の決定を取り消したので、生駒市企業立地促進条例施行規則第13条の規定
により通知します。

記

1 企業立地補助金の種類

2 交付決定額

円

3 交付決定取消額

円

4 取消理由

5 備考

様式第12号（第14条関係）

		第 号	
写 真	身 分 証 明 書		
	所 属		
	職 名		
	氏 名		
生年月日	年	月	日
<p>上記の者は、生駒市企業立地促進条例第12条の規定により、事業所等に立ち入り、その状況を調査し、又は帳簿、書類等の検査を行う職員であることを証明します。</p>			
年 月 日			
生駒市長			印

（裏面に条例の抜粋を記載する。）

様式第 1 号(第3条関係)

(令3規則27・一部改正)

様式第 2 号(第3条関係)

様式第 3 号(第6条関係)

様式第 4 号(第7条関係)

(令3規則27・一部改正)

様式第 5 号(第9条関係)

(令3規則27・一部改正)

様式第 6 号(第10条関係)

(令3規則27・一部改正)

様式第 7 号(第11条関係)

(令3規則27・一部改正)

様式第 8 号(第11条関係)

(令3規則27・一部改正)

様式第 9 号(第12条関係)

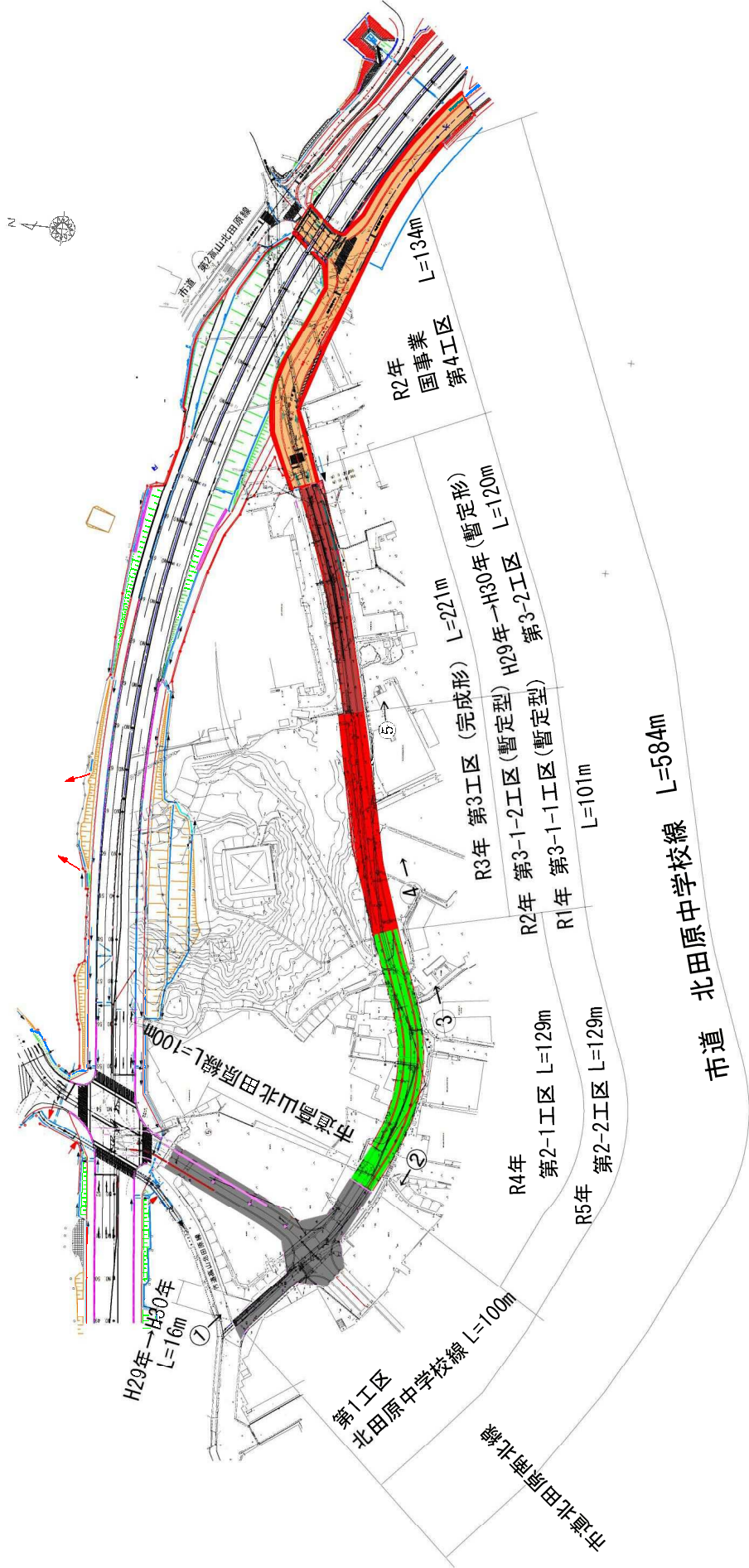
様式第 1 0 号(第13条関係)

様式第 1 1 号(第13条関係)

様式第 1 2 号(第14条関係)



北田原中学校線 計画平面図



①



②



③



④



⑤



任命権者ごとの会計年度任用職員数の推移

(人)

任命権者	H29	H30	R1	R2	R3
市長	310	304	313	318	337
再任用	38	39	47	45	37
会計年度任用職員	272	265	266	273	300
教育委員会	403	401	360	365	401
再任用	18	17	19	23	22
会計年度任用職員	385	384	341	342	379
選挙管理委員会	0	0	3	0	0
再任用	0	0	0	0	0
会計年度任用職員	0	0	3	0	0
監査委員	1	1	1	1	1
再任用	1	1	1	1	1
会計年度任用職員	0	0	0	0	0
農業委員会	1	2	1	2	2
再任用	0	0	0	0	0
会計年度任用職員	1	2	1	2	2
水道事業管理者	9	10	11	12	10
再任用	8	9	9	9	7
会計年度任用職員	1	1	2	3	3
消防長	9	11	14	13	15
再任用	7	9	10	9	11
会計年度任用職員	2	2	4	4	4
議会事務局	2	1	2	2	2
再任用	0	0	0	0	0
会計年度任用職員	2	1	2	2	2
合計	735	730	705	713	768
再任用	72	75	86	87	78
会計年度任用職員	663	655	619	626	690